コスメ地域産業クラスターPR 動画及びパンフレット制作業務委託仕様書

1　委託業務名

コスメ地域産業クラスターPR 動画及びパンフレット制作業務委託

2　事業の目的

佐賀県では、産学官連携による「コスメティック構想」を推進し、コスメ産業の集積と自然由来原料の供給拠点の形成を目指している。この取組は、国が推進する地域未来戦略において「地域産業クラスター」として認定されており、今後さらなる発展が期待されている。

本事業では、地域産業クラスター計画の認定を契機として、県内コスメ産業が有する製造、原料調達、検査分析、研究開発等の機能や強みを全国に広く発信することで、企業間連携や新たなビジネス創出につなげることを目的とする。

3　業務内容

地域産業クラスター計画に認定された佐賀県内のコスメ産業クラスターについて、その機能や強みを分かりやすく整理し、コスメ関連企業、研究機関、バイヤー等に効果的に訴求できる情報発信素材（PR 動画及びパンフレット）を制作すること。特に、県内に集積する製造機能、原料調達機能、検査分析機能及び共同研究体制等について、それぞれの特徴や強み、企業・研究機関の連携体制が分かりやすく伝わる内容とすること。

（1） ターゲット

コスメ関連企業、研究機関、バイヤー、その他コスメ産業クラスターとの連携や取引が期待される事業者等

（2） 実施内容

① PR 動画の制作

コスメ産業クラスターの機能や魅力を効果的に発信するための PR 動画を制作し、納品すること。なお、動画には現地取材の内容を反映し、企業・研究機関等の連携体制や産業集積の強みが伝わる構成とすること。

＜制作する動画の本数＞

- 全体版（3 分程度）　1 本
- ショート版（30 秒程度）　1 本

② パンフレットの制作

コスメ産業クラスターの機能や魅力を紹介するパンフレットを制作し、3,000 部納品すること。パンフレットの形状、サイズ及びページ構成は提案によるものとす

るが、ターゲットに対して効果的に情報発信できる内容・構成とすること。

③ その他

- コスメ産業クラスター関連企業、研究機関等への現地取材を実施し、その内容を成果物に反映すること。取材先の最終選定は県と協議の上決定する。
- 県は HP 等で使用している既存資料等を受託者へ提供可能。
- 成果物は委託期間終了後も佐賀県が継続して使用できるものとし、必要なデータを納品すること。
- 業務を行うに当たり、疑義等が生じた場合はその都度、県へ連絡し、判断を仰ぐこと。

4　本業務委託の業務遂行体制等

（1） 体制及び要員に関する要件

① プロジェクト体制

本業務委託を適切に遂行できるプロジェクト実施及び管理体制を敷くこと。外部組織、協力会社などが存在する場合、その関係、役割、作業分担、責任範囲、指揮系統を明確にすること。

② 組織管理・コミュニケーション管理方法

本業務委託におけるプロジェクト組織の管理方法、組織間・組織内のコミュニケーション管理方法についてあらかじめ県と協議すること。

（2） 打合せ・報告に関する要件

受託者は、本業務委託のスケジュール等に十分配慮し、県との打合せ・報告等を主体的に行うこと。協議後は速やかに議事録を作成し、県の確認を受けること。

5　委託期間

契約締結の日から令和 9 年 3 月 24 日（水）まで

6　成果物等

受託者は、次に掲げる成果物を納入期限までに提出すること。なお、電子データについては、USB メモリ等の記録媒体に保存の上提出すること。

＜成果物＞

（1）業務実施報告書　一式（電子データ）

（2）PR 動画

ア　全体版（MP4 形式）

イ　ショート版（MP4 形式）

（3）パンフレット

ア　閲覧用データ（PDF 形式）

イ　編集用データ一式
ウ　印刷物　3,000 部

（４）制作のために撮影又は作成した写真、動画、イラスト等のデータ一式
（５）県との協議記録（電子データ）
（６）その他、本業務で作成した資料　一式（電子データ）

７　その他留意事項

- 契約締結後 15 日以内に、業務を実施するための実施スケジュール、実施体制及び業務に必要なその他の事項をまとめた計画書を県に提出して了解を得ること。
- 業務を行うに当たり、疑義等が生じた場合はその都度、県へ連絡し、判断を仰ぐこと。
- 第三者（本県及び受託者以外の者）が所有する素材を用いる場合には、著作権処理等を行うこと。本業務において受託者が制作したデータや写真、イラスト、文書等の著作権（著作権法第 21 条から第 28 条に定めるすべての権利を含む）は、県に帰属するものとする。ただし、受託者が単に使用する場合には、県と協議するものとする。
- 受託者は、佐賀県に対し、著作者人格権を行使しないものとする。
- 受託者は、制作に関して肖像権の許諾等が必要な場合は、委託事業終了後も県が成果物を使用することに留意の上、受託者において手続きを行うこと。
- 本業務の実施に当たっては、佐賀県と協議の上、実施すること。